〃	〃	五億円	百三円七十銭
〃	〃	五億円	百三円七十一銭
〃	〃	五億円	百三円七十二銭
〃	〃	五億円	百三円七十三銭
〃	〃	五億円	百三円七十四銭
〃	〃	五億円	百三円七十五銭
〃	〃	五億円	百三円七十六銭
〃	〃	三十億円	百三円八十二銭
〃	第四十七回	一億円	百三円九十銭
〃	〃	二億円	百四円
〃	第四十八回	一億円	百六円七十五銭
合計		千二百二億円	

○文化庁告示第四十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき団体として株式会社髙島屋を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十二日

文化庁長官　青柳　正規

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
髙島屋東京店	一棟	平成二十一年六月三十日文部科学省告示第九十四号	日本橋二丁目地区市街地再開発組合	東京都中央区日本橋二丁目五番一三号	東京都中央区日本橋二丁目四番一号

○文化庁告示第四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の二第一項の規定により、次の表に掲げる重要文化財を管理すべき地方公共団体として大分市を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月二十二日

文化庁長官　青柳　正規

名称	員数	指定告示	所有者	所有者の住所	所在の場所
後藤家住宅（大分県大分郡野津原町）	一棟	昭和五十年六月二十三日文部省告示第百三号	後藤タケコ	大分県大分市大字荷尾杵一一六一	大分県大分市大字荷尾杵一一六一

○経済産業省告示第百七十四号

重要送電設備等の指定に関する規程（平成二十五年経済産業省告示第二百三号）第三条第五項の規定に基づき次の表の設備を重要送電設備等として指定したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十六年八月二十二日

経済産業大臣　茂木　敏充

事業者の名称及び住所	送電設備等の名称（名称が確定していない場合にあっては、その仮称）	設置検討場所	電圧	こう長	回線数	電線の種類	太さ	出力
東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 中部電力株式会社 愛知県名古屋市東区東新町1番地	東京中部間直流幹線（仮称）	岐阜県　高山市 長野県　松本市、朝日村、山形村	±200kV	約100km	双極2回線	アルミ覆鋼心アルミより線	810㎟×2導体	
	東京中部間連系変換所分岐線（仮称）		500kV	約1km	2回線	アルミ覆鋼心アルミより線	410㎟×4導体	
	新信濃変電所交直変換設備（仮称）							900MW
	東京中部間連系変換所（仮称）							900MW

○国土交通省告示第八百五十五号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十六年八月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録番号　15
(二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称
　一般社団法人日本空調衛生工事業協会
(三) 変更後の代表者の氏名　野村　春紀
(四) 変更年月日　平成二十六年四月十六日

○国土交通省告示第八百五十六号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十六年八月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録番号　23
(二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称
　一般社団法人日本空調衛生工事業協会
(三) 変更後の代表者の氏名　野村　春紀
(四) 変更年月日　平成二十六年四月十六日

○国土交通省告示第八百五十七号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十六年八月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録番号　11
(二) 変更後の登録基幹技能者講習実施機関の名称
　一般社団法人　プレストレスト・コンクリート工事業協会
(三) 変更年月日　平成二十六年七月一日

○国土交通省告示第八百五十八号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の三の七の規定により、同規則第十八条の三の四第二項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同規則第十八条の三の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十六年八月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

(一) 登録番号　15
(二) 登録基幹技能者講習実施機関の名称
　一般社団法人日本配管工事業団体連合会
(三) 変更後の代表者の氏名　當木　仁
(四) 変更年月日　平成二十六年七月十八日

○国土交通省告示第八百五十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏